

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、手取川、熊田川、西川が大雨等により堤防が決壊した場合、産業団地、工業団地が多く集積している根上地区や寺井地区で3メートルから5メートルの浸水深がある。



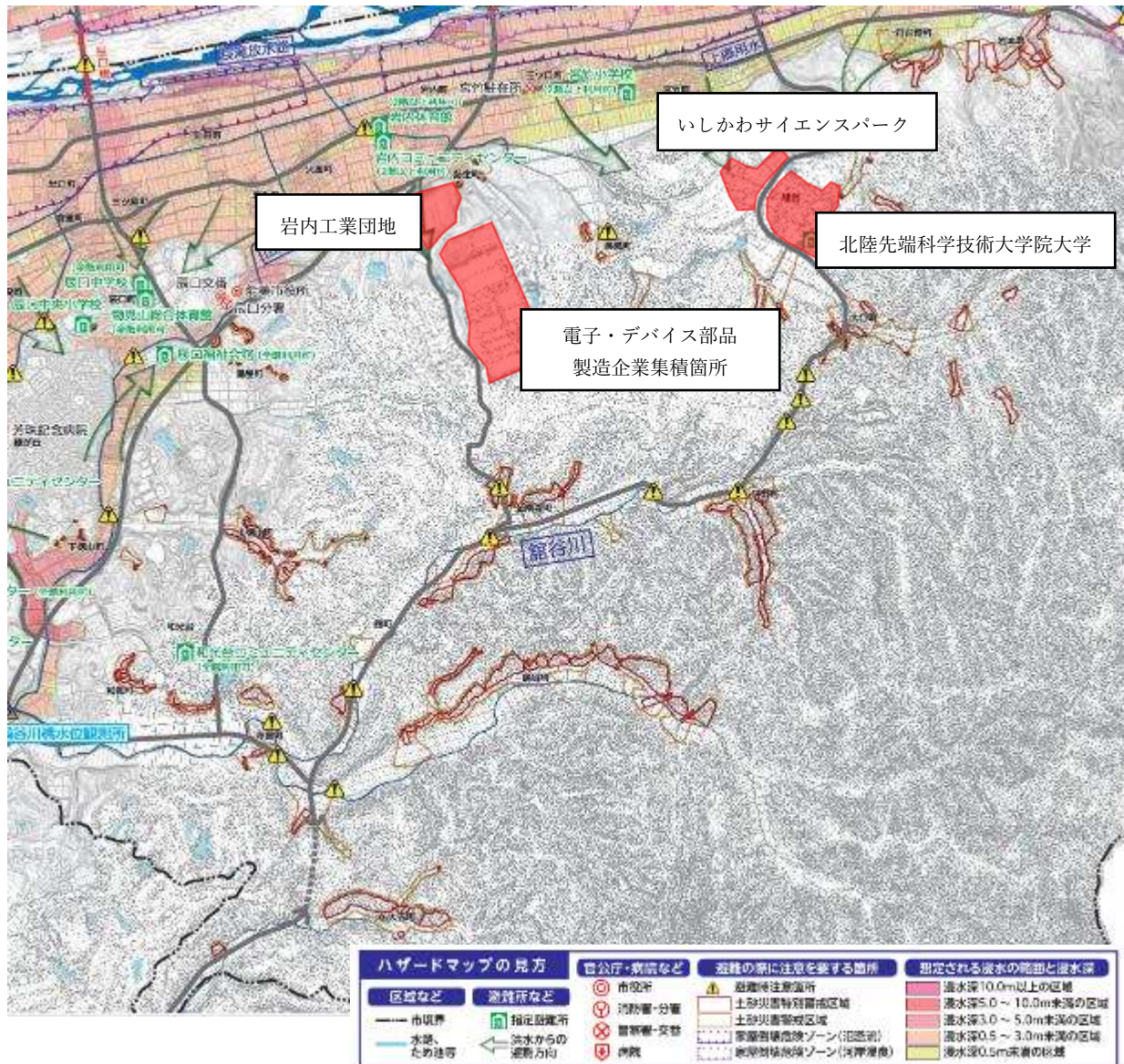
(能美市 洪水・土砂災害ハザードマップ)

当市では、直近では1934年(昭和9年)7月に手取川大洪水が発生している。この洪水では家屋流失172戸、浸水家屋586戸、死者97名、負傷者35名、行方不明者15名、という大災害となった。

これ以降は大規模な洪水は発生していないが、今後「手取川の氾濫(国土交通省資料 平成29年)」による洪水が起こった場合、能美市で浸水面積2,989ha、浸水個数9,701戸、被災人口(影響人口)29,555人の被害が見込まれている。

(土砂災害：ハザードマップ)

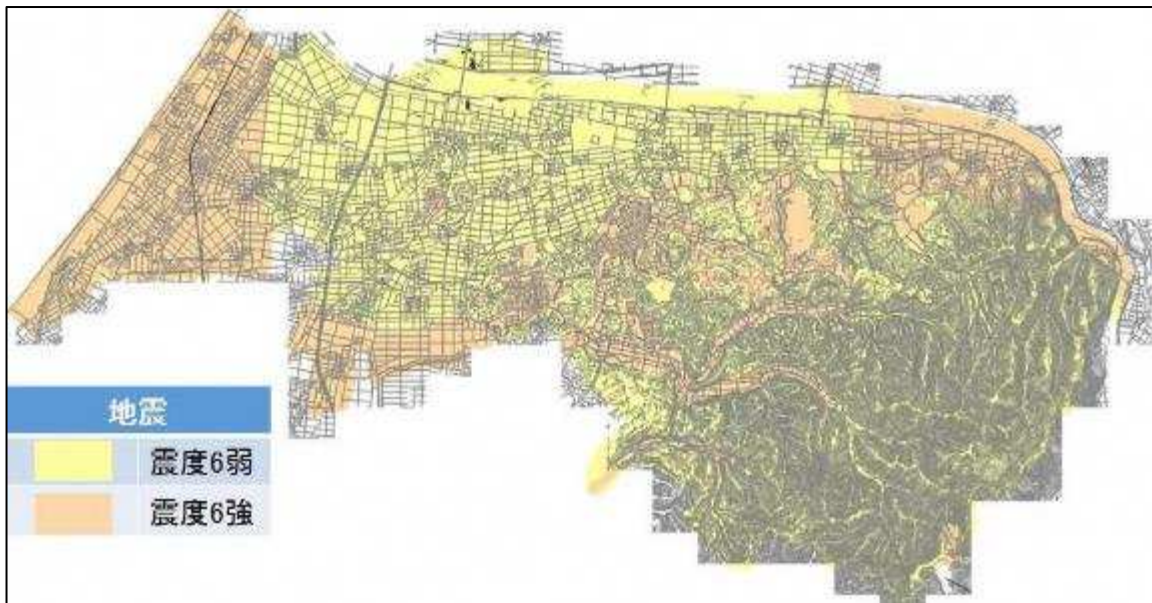
当市には、土石流などの土砂災害が生じる恐れのあるエリア(土砂災害警戒区域)が105箇所指定されており、そのうち約93%が辰口地区に分布している。同地区には、電子部品・デバイス製造業・繊維業の多くが集積しているが、土砂災害警戒区域の付近での立地企業は少ない。



(能美市 洪水・土砂災害ハザードマップ)

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地区によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で当市の広い範囲において3%以上の確率で発生するといわれている。



(能美市地震想定区域図)

近年は大規模な地震の発生はないものの、石川県地震被害想定調査報告書(平成10年)の中では今後の「加賀平野の地震」の発生が想定されている。この地震が発生した場合には、能美市でマグニチュード7.0、震度6強～5強の揺れが予想され、家屋の全壊204棟、半壊以上1,425棟、焼失4棟、水道被害(影響人口)41,945人の被害が見込まれている。

(津波災害：ハザードマップ)

当市では、日本海側に位置する根上海岸約6kmに渡り、津波浸水想定区域が指定されている。根上海岸付近には臨海工業地区が広がっており、繊維業をはじめとした製造業の多くが集積している。



(能美市津波浸水想定区域図)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,530人
- ・小規模事業者数 1,359人

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|------|----------|-------|---------|--------------------|
| 商工業者 | 建設業 | 296 | 287 | 市内に広く分散している |
| | 製造業 | 396 | 326 | 産業団地や工業団地の他、沿岸部に多い |
| | 卸・小売・飲食店 | 443 | 401 | 商業地区の他、市内に広く分散している |
| | サービス業 | 314 | 280 | 市内に広く分散している |
| | その他事業 | 81 | 65 | 市内に広く分散している |

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の一般災害と地震災害、津波災害、事故災害のそれぞれの災害発生時に市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定し、年に1度見直しを行っている。

地域防災計画では、災害による被害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平常からの防災訓練、市民への防災知識の普及等に関する「災害予防計画」と災害時における初動期の対策及び応急対策など、被害の拡大防止に関する「災害応急対策計画」、被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための「復旧・復興計画」が災害のケースごとに記載されている。

・総合防災訓練の実施

毎年、大雨に伴う土砂災害や洪水の災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、自らの役割を認識し自発的に行動できる職員を育成し、組織の災害対応力を強化する「職員と組織の災害対応力強化訓練」の一環として実施している。

・備蓄品の整備

災害応急対策に必要とされる備蓄物資について、年次計画に基づいて整備している。

・防災フェスタ等の防災啓発イベントの開催

防災学習拠点である能美市防災センターで、平成29年度から毎年8月に地方公共団体や企業、各種団体がブースを出店し、「見て・触れて・体験する」などをテーマにイベントを開催している。また、令和元年度は年間を通して、講師を招へいし、講演会やワークショップを開催した。

・防災出前講座の実施

希望する町(内)会や各種団体に対し、災害時の対応に関する講座や図上訓練を行なっている。

・防災情報冊子の配布

災害の被害を減らすためには、日頃からの自助・共助の意識と災害から命を守るための学習が重要である。災害から身を守るための行動と備えについて、能美市地域防災計画に沿った内容で市民にわかりやすく伝えるために作成し、普及啓発のための情報の発信を目的として実施する。(令和2年3月に全戸配布)

2) 当会の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また昨年には事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて、以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進しているところである。

・事業者BCP策定セミナーの開催

2008年以降、石川県商工会連合会主催で同セミナーを合計2回開催している。

・商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入推進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険(引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ)」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

また、市の担当課を通じて、市民レベルでの防災意識の向上は進みつつあるものの、当市の事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行う為、当会と本市との間の被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知(当会、当市)

- ・ 巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、共済や保険への加入等)について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成(当会)

- ・ 当会は本年度に事業継続計画を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携(当会、当市)

- ・ 全国商工会連合会と提携している東京海上日動保険及びあいおいニッセイ保険に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ(当会)

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・ 能美市事業継続力強化支援協議会(構成員：当会、当市)を年一回、開催し、状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施(当会、当市)

- ・ 自然災害(マグニチュード7.0の地震又は手取川の氾濫による洪水等)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認（当会、当市）

- ・発災後は当会では事務局長、当市では産業交流部長が統括となり1時間以内に職員の安否確認を行い、安否結果を当会と当市で共有する。

（SNSや電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定（当会、当市）

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨による例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身からまず安全確保をし、警戒解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する場合等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・※<u>地区内</u>10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が分断されており、確認が出来ない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない |

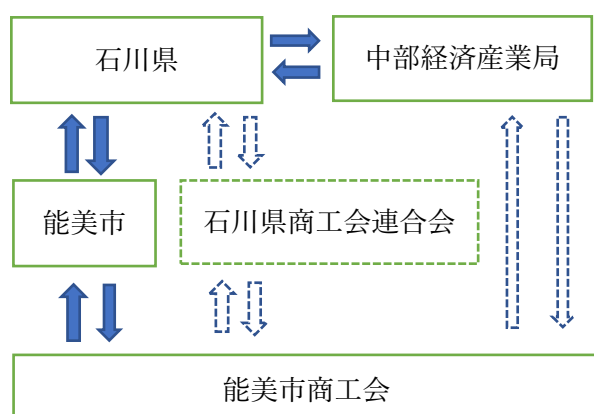
※能美市を3地区（旧辰口町を辰口地区、旧寺井町を寺井地区、旧根上町を根上地区）に分ける。なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

| | |
|---------|------------------|
| 発災後～2週間 | 被害状況が入り次第、随時共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉（当会、当市）

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会では被災事業者からのヒアリング等により被災状況の情報収集を行い、被害額や被害状況を事業者管理台帳に記載して被災情報の整理を行う。
- ・当会と当市が共有した情報を、石川県の指定する方法にて当市より石川県商工会連合会へ報告する。



〈4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉（当会、当市）

- ・窓口相談の開設方法について、能美市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉（当会、当市）

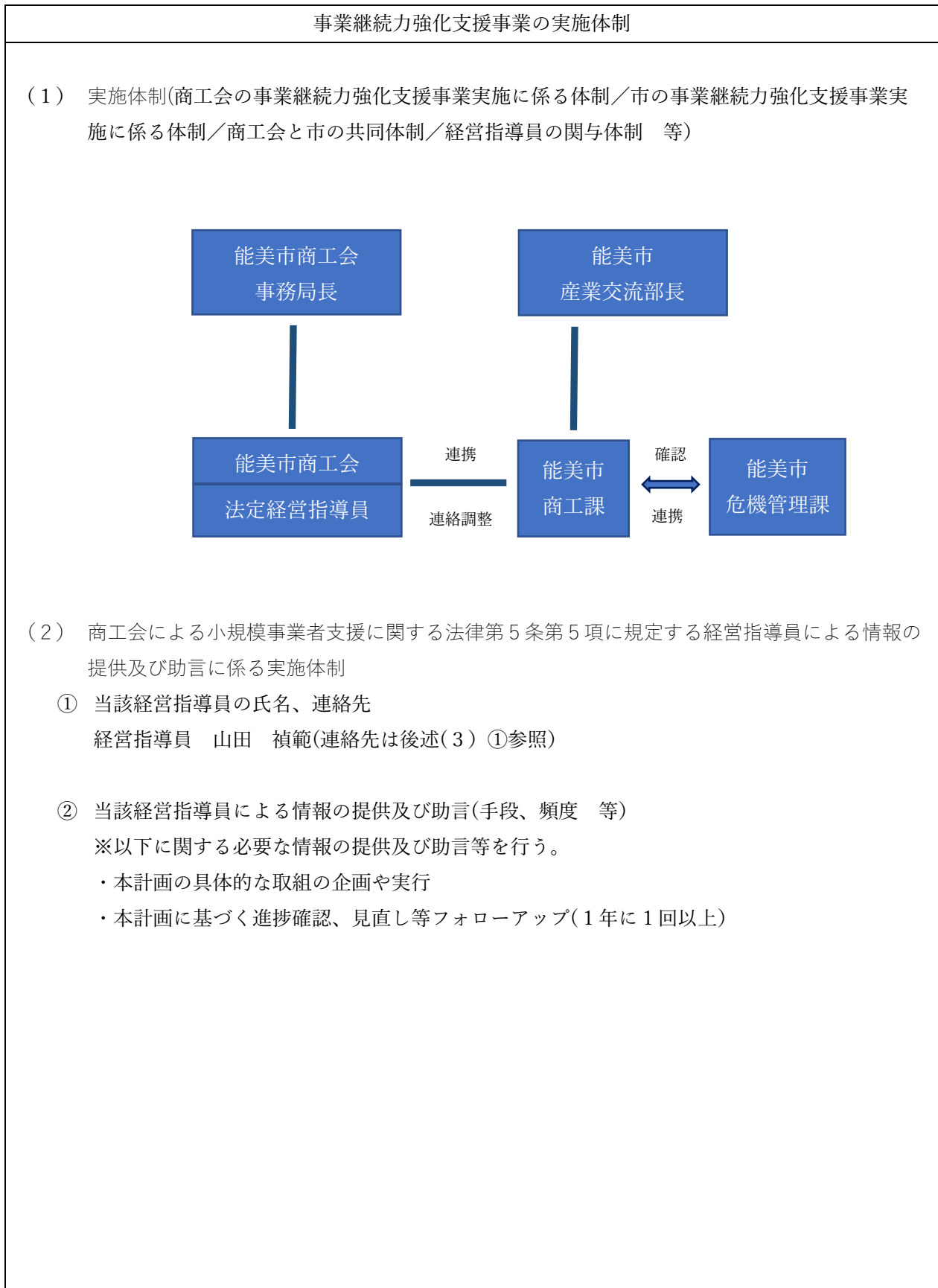
- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／市連絡先

① 商工会

能美市商工会

〒923-1121 石川県能美市寺井町ヨ47

TEL: 0761-58-4230 / FAX: 0761-57-3510

E-mail: nomi@shoko.or.jp

② 市

能美市 産業交流部商工課

〒923-1198 石川県能美市寺井町タ35

TEL: 0761-58-2254 / FAX: 0761-58-2266

E-mail: shoukou@city.nomi.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ・ 専門家派遣費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ・ 協議会運営費 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ・ セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・ パンフ、チラシ作成費 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

※専門家派遣については国の無料の専門家派遣制度（ミラサポ）で対応することを想定。

| 調達方法 |
|---------------------|
| 会費収入、能美市補助金、石川県補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。